

介護老人保健施設 輝

(介護予防) 訪問リハビリテーション重要事項説明書

<令和6年6月1日現在>

1 (介護予防) 訪問リハビリテーションの概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 介護老人保健施設 輝
- ・開設年月日 平成25年 1月 1日
- ・所在地 三重県北牟婁郡紀北町東長島2482
- ・電話番号 0597-46-2255
- ・FAX番号 0597-47-1200
- ・管理者名 森 本 保

(2) 事業の目的と運営方針

(介護予防) 訪問リハビリテーションは、事業の理学療法士等が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、利用者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なりハビリテーションを行うことを目的とします。

<運営方針>

- ①. 事業所は、要介護状態または要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとします。
- ②. サービスの提供に当たっては、病状が定期的にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者に対して行います。
- ③. 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- ④. 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- ⑤. 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療福祉サービスを提供する者の密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ⑥. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- ⑦. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了承を得ることとします。

- ⑧ 訪問リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

(3) 事業所の職員体制（必置数）

従業者の職種	人数
医師	1名
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1名以上

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	紀北町・大紀町錦地区・尾鷲市(南輪内地区・北輪内地区・九鬼・須賀利・大曾根浦は除く)
---------	--

(5) 営業日及び時間

営業日	営業時間	サービス提供時間
月～金	8：30～17：30	8：30～17：30

※尚、国民の休日、年末年始（12／30～1／3）は休ませていただきます。

2 サービスの提供

- 利用者的心身の状態及び生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、当事業所の医師の指示、または主治医等との密接な連携及び主治医指示書に基づき、（介護予防）訪問リハビリテーション計画等に沿って実施します。
- サービスの提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、（介護予防）訪問リハビリテーション計画等の修正を行い、改善を図るよう努めます。
- 利用者的心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的及び具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備その他療養上必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行います。
- サービスを提供した場合は、終了後速やかに、利用者の氏名、実施日時、実施したリハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録します。

3 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	管理者 森本 保 ご利用方法 電話（0597-46-2255） 面接（当事業所1階相談室） 苦情箱（施設1階に設置）
その他のお客様相談窓口	●住所地の市町担当課 ●三重県国民保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係 電話（059-213-6500）

4 その他

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- スタッフは利用者の状態に応じて臨時対応を行うことがあるため、計画された日時に変更が生

じる場合がありますのでご了承下さい。

○サービスの提供は、親切丁寧に行い、わかりやすいように説明します。わからないことがありますたら、いつでも担当職員にご遠慮なくお尋ねください。

5 非常災害対策について

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、常に関係機関と連絡を密にし、必要な措置を講じます。また、ご利用者様の居住区域において当事業の提供ができない何らかの大災害外が発生した場合、連絡手段が確保されている場合を除いては、急遽お伺いを取りやめる場合がございます。その場合は、連絡手段が確保できた時点でご連絡を入れさせていただきますのでご了承ください。